

峰崎直樹君 最初に、景気の動向とそれから特別減税の問題についてお聞きしたいと思います。経済企画庁の方はお見えになっていませんか。

では、お尋ねしたいと思うのでありますが、先ほど金田委員の質問もございましたが、今、日本の景気というのは一体どうなっているのだろうかと非常に心配をしているわけがあります。とりわけ今の日本経済の実態を見てみますと、景気の空洞化と言われている状況がかなりの勢いで進展しているんじゃないのだろうか、そんな思いであります。

最近における景気動向について、まず最初に経済企画庁の方からお答え願いたいと思います。

説明員（永谷安賢君） 景気の現状と先行きについて簡単に御説明させていただければと思います。

私も、二月の月例経済報告で、これは御案内かと思えますけれども、景気には緩やかながら再び回復の動きが見られ始めているということで、新聞あたりでは景気回復宣言だというふうに報道されましたけれども、二月に再び景気回復の局面に入ったのではないかという判断を示しております。その後、三月の月例経済報告で、それを一応裏打ちするような形で、緩やかながら回復の動きが見られているというふうに判断しております。

これも先生御案内かと思えますけれども、その後、たしか三月の十九日だったかと思えますけれども、国民所得統計の速報、Q Eと称しておりますけれども、去年の十 - 十二月期のQ Eの数字が出ました。それを見ますと、前期比で〇・九%、年率に換算しますと三・六%という、ある意味ではいい結果でございました。ただ、これも御案内かと思えますけれども、中身を子細に検討してみますと、専ら住宅投資であるとか公共投資であるとか、そういう政策的に引っ張られている部分で経済をリードしていると。他方、民間の設備投資であるとかあるいは個人消費については底がたい動きを示しているんですけれども、まだまだ従来の回復期に比べるとそれほど強くないのかなというような動きだったのではないかというふうに分析しております。

そういうことで、足元の景気を一言で申し上げれば、緩やかながら回復していますという政府のこれまでの政策判断におおむね合致した動きではないかというふうに思っております。

それで、これからの動きなんですけれども、せっかくそうやって明るい動きが見られ始めているものを定着させ、まさに民間経済主体の持続的な成長経路に移行させていくことがとりわけ重要なんだろうと思います。

そういうことで、非常に我々として今気になっておりますのは、雇用情勢であるとかあるいは中小企業の動向等でございますけれども、そういう部分に細心の注意を払いながら、切れ目なく適時適切な政策を講じていくということが一番大事ではないかなというふうに

思っております。

そういう政策努力を織り込んだ上で、私どもとしては、一月に閣議決定していただきました政府経済見通し、今年度が一・二%、それから平成八年度が二・五%という見通しを示し閣議決定していただいているわけですが、それは今申し上げましたような政策努力というのを織り込めば達成可能ではないかなというふうに思っております。

峰崎直樹君 今経企庁の方からお聞きしても、やっぱりまだ緩やかながらということですから、力強くということではないですね。さらに定着をさせるためには切れ目なく適時適切というお話がありました。

そこで、実は今年度は二兆円の特別減税をやりたいということなんですが、先ほどの金田委員の質問にもありましたように、来年の四月一日は今までの予定どおりでいけば五%への消費税率の引き上げと、もちろんこれは地方消費税も入るんですが。そうすると、主税局長、一%の消費税でたしか二兆円強ですね、これは間違いございませんね、増税額は。

政府委員（薄井信明君） ベースがやや古いかもしれませんが、グロスでは二兆四、五千億になりますが、その分、国、地方の歳出がふえますので、それをネットアウトしますと二兆ちょっとということかと思えます。

峰崎直樹君 そうしますと、今年度は二兆円やりますと。来年はもし実施をしないということになりますと二兆円の増税になる。それにいわゆる消費税の引き上げが二%あったとしますと四兆円強、合わせると六兆円一気にこれは増税になるということになりますね。そうすると、今の景気判断でいいますと、緩やかながら景気は上がっているけれども、設備投資にまだ、いわゆる投資が投資を呼ぶようなそういう好況状態になっていないと。そうすると、一気に六兆円強の増税が行われるということは、果たしてこれは日本経済にどんな影響を与えるのだろうか。この点、大蔵当局というふうに言いましょうか、大臣からでもよろしゅうございますが、お答え願えればと思うんですが。

政府委員（薄井信明君） 瞬間風速といいますか、瞬間的には確かにそういう計算になろうかと思えます。ただ、平成六年の税制改革の際にこれをセットとして御議論いただき、法案も通していただいているわけで、このことにつきましては、国民を含め経済界を含め、そのことを織り込み済みで経済活動、個人生活が行われていると考えておりますし、また例えば平成八年、景気はかなり上向いてきていますけれども、これを確実にしていくということでもしっかりした経済状況をつくっているわけですから、そのことが平成九年、十年にも効果を及ぼしていく。先ほど経企庁から減税の効果は単年度だけではないということも答弁していたように記憶しております

が、そういう意味でも、そのことを含め、織り込み済みで国会での御論議をいただいたと考えております。

一方、仮に二兆円の減税をさらに継続するというふうなこと、私ども考えておりませんが、それはどの財源でやるかということを考えたときに、先ほど金田委員の御質問にもありましたが、赤字公債に頼った財政運営をこれ以上続けていくこと、これ以上拡大していくことはいろんな意味で経済に逆にマイナスにきいてくる。例えば、金利上昇を招いたりすることが大きな意味で経済にマイナスを与えるわけでございますので、私ども平成六年に御論議いただいた方針で実現していく。また一方で、足元の経済をより確実なものにしていく努力を重ねていくということが今我々に求められていることかと思っております。

峰崎直樹君 おっしゃられることはよくわかるんです。しかし、これはこれから先の実体経済の推移いかんによっては、私も平成六年のあの税制改革のときにその一員として加わった責任ももちろんあるわけでありますが、しかし、経済は生き物でございますので、我々もこの景気の動向に最大限やはり注意を払いながら、今の特別減税の問題、今年までということになっておりますけれども、今後柔軟に考えていいのかなというふうに思っているところでございます。

それはまた別にいたしまして、租税特別措置法の方に入っていきたいと思えます。

さて、この何年間か我々社民党も与党の一員になって、いつも年末には年度税制改正に参加をするようになってきたわけでありますが、いつも私はそのときに思うんですが、この租税特別措置と言われているものは一体全体これは、本来の目的はもちろんそれぞれあるんでしょうけれども、一度ゼロベースに戻してみる必要があるんじゃないでしょうか。

今、法人税のあり方についての議論がこれから本格的に進むと言われております。大蔵省の方からすればなかなかそうではないというふうにおっしゃられるかもしれませんが、ともすればこの租税特別措置というのを不公平税制の一環として組み入れる方々がおられるわけでありまして。不公平税制ではなくて、政策税制で非常に重要なんだというふうにおっしゃられるとすれば、いや、これは実は大変効果が上がっているんですということをやはり立証していかなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。

その意味で、この租税特別措置について、いわゆる企業関係租特の問題については一度やはりゼロベースに戻してみても、法人税制全体の中で本当に効果が上がっているのかどうか、こういったことを見直しをかけてみる時期に来ているのではないかなというふう思うんですが、この点いかがでございましょうか。

政府委員（薄井信明君） 租税特別措置特に企業関係につきましては政策目的を実現するための有力な手段であるという位置づけを私どもしております。ただ、それがもう要らなくなったのに残っているというような状況はまさに御指摘のように不公平税制そのものだと思うわけでございまして、そういう意味で、常に洗いがえをし、吟味をしていくこと

が大切だと思っております。

ただ、毎年毎年大変な作業をして租特の整理合理化をやっているありさまを多分今御指摘いただいているんだと思いますが、確かに私どもも、一度ゼロベースにして、根っこから必要なものを要求していただきたいということをお願いしたいような気持ちがないわけではないんですが、やはり企業の経営、運営というもの、あるいは企業活動というものがつながっているということを考えますと、なかなかそういうことに踏み切りにくいわけではございます。

ただ、これも御指摘いただきましたが、企業関係税制、特に法人課税税制を見直すべきだという議論の中で、課税ベースを広げて税率を下げろというのは、言いかえれば、ゼロベースで一挙にゼロにして要求させるということではないんですけれども、考え方としては、租税特別措置をちまちまとやっているよりはその財源で税率を下げた方がいいのではないかという哲学の違いかと思えます。これは与党においても御指摘いただいているわけではございます。

ただ、課税ベースは、それぞれの企業、産業が、活用しているところはなかなか離したくない、一方で、活用していないところは税率を下げてほしいという、それぞれ利害が反するものですから、なかなか難しいので手がかからないで来てしまったことは私ども反省している次第です。

この秋にかけて、法人課税の見直しは、御指摘のようなゼロベースで企業関係租特を見直せというような意気込みを私ども持ちながら、課税ベースの拡大、そして税率引き下げということがどれだけできるか、努力したいと思えますし、これが秋にまとまるかどうか、ここも自信ありませんけれども、ただ、始めなければいけないという気持ちでいるということをお願いしたいと思います。

峰崎直樹君 ちょっと関連してお聞きしてみたいんですが、諸外国でこういう租税特別措置というのは、企業関係の租税特別措置法というのは存在しているんでしょうか、G7で。

政府委員（薄井信明君） 私も余り他国の詳しいことは存じませんが、例えばアメリカの場合は税法自体が一本しかなくて、日本でいえば地方税法のようにすべての税制がコードというものにまとめられております。したがって、いわゆる租特と言われるものもその中に全部入っているというふうに認識しております。日本のように、基本法があって租特が別にあるという例の方があるいは少ないんじゃないかなというふうには思っております。

峰崎直樹君 今後のいわゆる先進国間の経済制度というのは、これは租特のようなものまで本当にハーモナイズされるかどうかわかりませんが、我々もこれからも検討していきなきゃいかぬ課題かなと思っております。

さて、個別の土地税制にちょっと入ってみたいわけではありますが、先ほども金田委員の方から大分突っ込んで入ったわけですが、まず最初に国土庁にちょっとお聞きしたいと思えます。

ちょっとおさらいになるかもしれませんが、平成元年だったでしょうか、土地基本法があのバブルのさなかに制定をされたわけでありまして、その中で土地に関する税制の役割というのはどのような役割が果たせられたのか、まず明らかにしていただきたい。

説明員（長瀬哲郎君） 土地基本法の第十五条におきまして、「国及び地方公共団体は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策を踏まえ、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に関し、適正な税制上の措置を講ずるものとする。」と、このようにされております。現行の土地税制の基本的枠組みは、この土地基本法の理念に沿った総合的な土地対策の一環として長期的、構造的な観点から論議されているものと考えております。

峰崎直樹君 もう一步突っ込んで、四つぐらいたしか整理された中に、土地の価値の増加に対応した適正な税制というのはございませんでしたか。

説明員（長瀬哲郎君） 先ほど十五条を申し上げましたときに、「土地についての基本理念にのっとり、」と申し上げましたが、そこが四つございます。ただいま先生御指摘の、価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担、四つ目にこの項目が挙がっております。

峰崎直樹君 ありがとうございます。

そこで、今度は大蔵省にお聞きしたいんですが、そういう観点に立って、土地の取得、保有それから譲渡、三つにわたって税制が展開されているわけですが、本来であれば、保有の課税については基本的には市町村を中心とした固定資産税だったわけですね。これが地価税というものを設けてきたわけでありまして、実はこの税制改正をめぐって与党の中でも大変な論議のあったところはもう御承知のとおりだろうと思うんですが、この地価税については大蔵省としてはどういう観点が どういう観点というのは、この土地基本法に基づく恒久税制なのか、それとも一時的にバブルを退治するための政策税制なのか、こういった点で実は大分見解の相違が内部にもあったような気がするんですが、大蔵省としては現段階ではどのようにお考えになっておりますか。

政府委員（薄井信明君） 平成三年の改革ですので、平成二年の秋の議論を思い出してみますと、土地税制改革論議の中で、所得、消費、資産の間での均衡のとれた税体系の構築、そういう意味では土地と他の資産との間の負担の公平・適正化ということをベースに置きつつ、その当時議論されていた地価の急激な上昇、これがどうして生じてしまったか、

税制に問題はないかという問題意識、この二つがあったわけです。それと平成元年の十二月にできました土地基本法の基本理念、今御質問ありました、ここで土地税制についても触れられているということから、平成二年に議論がされたわけでございます。

きっかけとしましては土地の高騰ということでございますので、そういう意味では、私どもこれをどういぐあいに措置していくか大議論したわけです。特に保有課税につきましては固定資産税という地方の税金がございますので、これを活用できないかということも含めて議論いたしました。当時の判断としましては、国税において、当時の固定資産税の現状のもとでは地価税を創設することが適切であるという考え方に至ったわけでございます。

この地価税をどういう性格のものとするかという御質問でございますが、定義の問題かと思えますけれども、適用期限をこの法律に設けていないという意味では、そういう意味では期限のない税制であるということは言えるかと思えます。他方、この議論をしたときの背景を考えますと、いわゆる租税特別措置の一項目というような意味ではありませんけれども、土地の保有に対する課税のあり方、あわせて地価の形成にどう税制を役立てるかというようなことを考えた政策的な発想があったということは否めないと思っております。

峰崎直樹君 自治省の方にちょっとお聞きしたいと思いますが、固定資産税ですね、固定資産税というのは一体どういう性格の税なのか。

説明員(片山善博君) 固定資産税につきましては、市町村の基幹税目でございます、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在いたします受益関係に着目をし、広く土地、家屋及び償却資産の保有に対しまして毎年経常的に課税する税でございます。そのような観点で固定資産税の制度をつくっております。

峰崎直樹君 今おっしゃられたように、固定資産税はその土地保有と市町村との間にある応益的な関係に着目した税なんです。そうすると、その応益的な課税に対して、たしか公示地価の七〇%掛ける一・四%、約〇・九八%だと思えますが、その税率をそのまま掛けると非常に法外な税収を持ってしまうために、東京を中心としたかなりの土地においてはそのいわゆる一般税率が掛けられないんじゃないですか。そういう地域は相当多いというふうに聞いているんですが、その点いかがでしょうか。

説明員(片山善博君) 先ほどの金田委員の質問のときに御答弁いたしました、現在平成九年度の評価がえに向けて作業をいたしております。

その結果がどうなるのかということが今一番重要なわけでありまして、平成九年度以降のそれぞれの土地の税負担のあり方につきましては、その評価がえの動向を見て今

後検討すべきものだと考えております。

峰崎直樹君 いや、そういうことを言っているのではなくて、私が言っているのは、要するに東京でこんな大変な高い土地がある。そして、私の北海道でいえば猿払やその地域に行くとも本当にただ同然の土地がある。そこを全部均一で税率というのは本来的に掛けることになっているんですね。しかし、それがさまざまな調整措置が加わって、たしか私の昨年度の資料を見たときに、東京の地価税から逆算をしたときに、その実際の実効税率を調べてみると〇・九八になっておらぬ、〇・二四程度になっているんじゃないかというふうに見て、これはやはり現実に東京で〇・九八掛けることについては事実上不可能じゃないか。

不可能であるというのは、東京なら東京都、そういったところに対して提供しているサービスに対する税でいえば、そんな〇・九八要りませんと、〇・二四で結構ですと。そうすると、この残り〇・七四に対しては、一体これは その持っている人たちは、保有すると東京にあって、それがさまざまな社会的便益によって地価が高騰する、その地価が高騰した分の〇・二四しか実は保有に対してはかからないという、それに対してどうするかという問題がこの地価税にあったのではないかと思うんですが、この点は大蔵省、どのように考えておられますか。

政府委員（薄井信明君） 平成二年の議論にまた戻りますが、地価税につきましては、土地の資産価値に応じて負担を求めるべき税として創設が適切であるというふうには考えられたわけでございます。

ただし、納税者あるいは企業個人にとってみれば、土地を保有することについてかかる税金であるという意味では同じ税金なわけございまして、その点も踏まえてその負担については考えるべきだというふうに私ども認識しておりまして、当時の法律の附則には、五年ごとに固定資産税の負担状況を踏まえて地価税の税率等を見直すべきだといった趣旨が書かれていたかと思えます。今回の地価税の税率見直しも、それを踏まえて見直しさせていただいたということでございます。

峰崎直樹君 そういう意味で、この話をこれ以上ここで続けてもあれなんです、本当に一握りの企業にしかかからないという点でこれは問題じゃないかと言われているんです。私が今話した点は、別にこれ企業だけじゃなくて、そういう本来高い土地にいて、それに応じたいわゆる土地基本法に基づいた税としては、価値が上がったんだからそれ相応の税負担はしてもらいますよと、その観点は個人の土地所有であれ、もちろんこれは土地所有が大きい小さいかでまた制限を設けることも必要だと思うんですが、私はそういうふうにはやはり広げて解釈していくべきものじゃないかなと。ただ、今の時期にそれを入れるのがいいかどうかというのはまた別の問題ですが、そのように考えているということだけ申

し上げて、この地価税の問題と固定資産税の問題については終わらせて、次に移っていきたいと思うんです。いわゆる譲渡益課税の問題に移っていきたいと思います。

私は、譲渡益の問題を見たときに、去年も実は譲渡益を途中で変えましたですね。そしてまた一年もたたないうちにと言ったら変であります、一年たったらまた変えたわけです。このようにくるくる変えることが問題だというふうに私どもは思い、そしていろんな方々のそういう指摘を受けるんです。

今度の税制改正に対して、この一年間、昨年一度三二・五％という税率を設けて変えて、これでもう中期的に変えないんですよというふうに進めていったにもかかわらずこういうふうになってしまった。この点について大蔵省、今どのように考えておられるか。あるいは今後この譲渡益課税のあり方について、やはり私はくるくる変えるべきではないと思っているのですが、その点についての御見解を伺いたい。

政府委員（薄井信明君） 税制一般の考え方として、社会がある以上税が必要なわけですが、その税負担をどうするかということが各税法になるわけでございまして、この税法がありますと企業の活動とか個人の生活はそれを前提に営まれるということからすると、ころころ変わるということは適切でないという面が税には基本的にあると思います。土地税制もそのとおりだと思います。

ただ一方、税制が逆に経済活動に合わなくなってきたときには大胆に変えていくことも必要であると。この二つの調和が非常に難しいわけでございまして、一度決めたら税制は直さないということではなく、やはり状況に応じて必要な改正は私していくべきだと思います。ただし、安ければいい、低ければいいということにおもねて改正していくのは私は適切じゃない、その調和の問題だと思います。

そういう意味で、昨年年末の議論というのは、現在の経済情勢、それから固定資産税を初めとする保有課税の充実だとかあるいは土地取引をめぐる状況、例えば譲渡益の規模が極端に減ってきている、極端とも言えないかもしれませんが往時に比べて減ってきている、そういったこと。それから経済状況等を考えたときに、これは国民の皆様あるいは企業が考えている部分に、主張されている部分に酌み取るべきところがあるのではないかと判断をさせていただいたわけでございます。基本的にただ安くしたという意味ではなくて、さまざまな状況を総合勘案した上でこの際直しておくことが必要だと思ったわけです。

ただ、今後について考えると、先ほどちょっと長い答弁をさせていただきましたが、かなりの水準に来ております。土地も他の資産と同じように、これを持っていることあるいは譲渡することに対する課税が他より安過ぎてはこれは大問題です。やや重いぐらいでいいかと思います。そういう意味ではいいところに今回は来たというふうに思っております。

峰崎直樹君 確かに一般論としてはそうだろうと思うんですが、去年変えたとき、これ

は地方の何といいましょうか、土地を持っておられてそして売買をした、かなり地方の方々を優遇するという点で変えた制度改革ですが、本当に現実にはそれはちゃんと効果があったんでしょうか。そこは、まだ統計上効果は出てないんでしょうか。

政府委員（薄井信明君） 正直申し上げて、きちっとしたデータをつかんでいません。また、土地取引の件数等を見ましても、確かに去年後半に伸びてはきておりますけれども、それが必ずしも顕著でなく、出たり入ったりしている面があるということで、全体の効果を把握し切れない状況にあるということでございます。

峰崎直樹君 全体の効果を把握しないままにまた安くしてしまったということだろうと思うんですが、私はちょっとそこは見識がなかったかな、去年の結果を見て、もう一年待ってみてそして改正するというぐらいのやはり見識が必要なんじゃないかなと思います。この点はこの法律案を改正しろということじゃありませんので、今後ぜひともそういう改善をしていただきたいと思うわけであります。

さてもう一つ、実は今度廃止をされている中身で、いわゆる相続税の取得価額課税の特例の廃止、いわゆる三年縛りの問題なんですが、この制度ができたのはいつで、しかもこれはなぜつくられた制度なのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

政府委員（薄井信明君） いわゆる相続税の三年縛りという制度でございます。昭和六十三年末の抜本改正の際に創設されたものでございます。この制度の内容といたしますのは、土地の相続税評価額と実勢価額との乖離を利用して、相続直前に不動産を取得することによって相続税の負担の軽減を図る例が多く見られたということから措置したものでございます。

峰崎直樹君 それを今回ある意味では廃止をされた。それはその後実勢価格が、相続税に係るいわゆる課税標準そのものがもう実勢価格とそんなに差がなくなってきたからということなんでしょうか。これは私は、相続税の取得価額の特例を、これを廃止するんじゃなくてむしろ凍結して、そしてまた同じような問題が起きる危険性があれば、いつでもその準備に備えておくという形の方が望ましいんじゃないかというふうに思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

政府委員（薄井信明君） 今回やめるに至りました背景は、今御推察のとおりその適用件数が減ってきているということでございます。

ただ、今後のことを考えたら、凍結しておいて、とめておいて今後動き出せるようにしておいたらどうかという御指摘かと思いますが、先ほど申し上げましたように、土地の相続税評価額と実勢価額との乖離というところに着目した事例を阻止するための手当てでござ

ざいまして、そういう意味では、これ六十三年に始めましたけれども、その後、先ほど申し上げましたように平成二年の大議論で、土地の評価の問題はやっぱり土地問題にマイナスの効果があるということで、評価の適正化ということが土地基本法でも言われ、土地税制上も大胆に私も実施したわけでございまして、平成二年、三年の土地の相続税評価の適正化、さらには、そのときの議論で、地価公示制度も着目されるようになりました。その結果、基準地点というものが、かつては一万六千地点と言われておりましたが、現在では三万地点を超えるというように、公示価格、必ずしもまだ十分でないという御指摘はありますけれども、着々と充実してきているわけです。

そういうことからすれば、当時とは状況が違ふと考えますので、今回これは廃止しても適当ではないかと考えた次第でございます。

峰崎直樹君 ちょっと心配はありますが、この点はこれ以上あれしません。

次に、株式の譲渡益課税の問題についてお尋ねしたいわけですが、二つのポイントがあるわけですね。みなし譲渡利益の五%というものを五・二五にするかわりに、いわゆる有取税を引き下げる。暫定的にということなんです。これはいわゆる株式譲渡益にある、今回の中身じゃなくて、いわゆる源泉分離で、簡易なやり方、みなしのやり方と、そして本則の申告のやり方と二つあるわけですね。こういうときに、本則をやる方がつらいわけですね、きちっとしたいいわゆる申告をやるなり文書をつくらなきゃいけない、いろんな手作業がある。その方が重くて、みなしの方が軽い。軽いというか、簡単にできちゃう。しかもその方が有利である。これは実は消費税の中の簡易課税制度、今回出ている簡易課税制度の中にも何か共通したものがあるんです。

こういうみなしの規定というのはたくさんいろんな税法の中にあるんですが、できればみなしで簡単にやれる方法は少しペナルティーをかけるとか、できる限り本則でやれるようにインセンティブを与えるという方が私はこれは、こっちの方にみんないっちゃう、そしてここが税逃れになっちゃう、節税効果になっちゃう、こういう可能性が開けているというのは、どうも私は税の公平性という観点から見て問題じゃないかと思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

政府委員（薄井信明君） 証券税制に関する御質問でございます。

さきの抜本改革、これは平成元年前後の抜本改革のときでございますが、それまではいわゆる株式の譲渡益課税というものは原則非課税でございました。これは、そうせざるを得ない、むしろ総合的な課税をすることが不公平になるということから原則非課税の制度をとっておったわけですが、これを改めて原則課税に持ってきました。原則課税に持っていくということは、非課税から課税に持っていくときの階段が余りに高過ぎれば株式市場にも大きな影響を与えるということで、そういうことも配慮した上で現在の申告分離課税と源泉分離課税の選択制が当時とられたわけでございます。

したがいまして、当時してみれば、非課税から課税になったということで大前進をしたという

ふうに私ども考えておるわけですが、これが六、七年たち定着した段階においてどうあるべきかというのが今の御指摘かと思えます。そういう意味では、本来的には総合課税かもしれませんが、それができない状況にあっては源泉分離課税よりも申告分離課税の方が本来的な姿であるという御指摘は私もそのとおりだと思っております。

今回、有価証券取引税を軽減する、現在の株式市場の状況も考えまして軽減する際に、証券市場、証券税制の全体を見たときには、源泉分離課税を上げていくという考え方をあわせてとったわけですが、この考え方は、今委員の御指摘のような意味で、源泉分離課税の税率が重くなっていてもそれはバランスがとれる、また考え方としてもおかしくないというふうに考えたわけですが、ただし、これを極端に上げていくことは、今回有価証券取引税の減税をすることによって現在の経済状況、株式市場の状況に対応しようとした際にマイナスになっては意味がないわけですが、おのずから限度があったということですが、考え方においては、委員の御指摘は私は理解できるところでございます。

峰崎直樹君 最後の質問にしたいと思うんですが、これは今回の租税特別措置法の問題ではございませんで、実は今、与党の中で持ち株会社の問題について議論をしているわけです。

かつて私も一度予算委員会で質問したことがございまして、そのとき本当に当時の主税局長の大変厳しい拒否反応に遭ったテーマなんです、それは、いわゆる持ち株会社を導入することに伴って連結納税制度というものを導入しなければその効果は極めて薄いというふうに言われているわけでありまして、この連結納税制度というのは実は、いろいろ聞いてみますと、これは本来持ち株会社で導入しなくても、現在でもいわゆる事業持ち株会社やそれらの関係も含めて本来的には連結納税制度にすべきだと。

もう既に連結決算というふうな仕組みなども出始めているというふうに聞いておりますので、この点、改めて大蔵省の御見解もお聞きしておきたいと思うわけでありまして。

政府委員（薄井信明君） 連結納税制度についての御質問でございます。

アメリカの連結納税制度が有名なのでありますが、企業グループを一体のものとして課税する制度であるということなんですけれども、税金の面で一体として課税するのであるならば、企業経理、つまり商法における世界でもこれは連結決算制度を採用してしかるべきだと私ども思っております。税の面だけでこれを採用するというのはいかなるものかという点を一点申し上げたいと思っております。

それから、名実ともに連結ベースで企業経営が日本では行われているのかどうか、あるいは行われるのかどうかということも大事なことだと思っております。課税上も企業グル

ープを一体としてとらえるにふさわしいと見られるような状況がない限り、一つの法人が赤字である、この赤字分を黒字の企業の分で消す、逆かもしれませんが、そういうことのためだけに連結納税制度をとることは私は適切ではないと思っておるわけでございます。そういう意味で、日本ではまだ連結納税制度を導入するための土壌が整っていないのではないかという認識でおるわけでございます。

それかち、外国についても、アメリカにおいてはかなり厳しい商法上の規定等々を踏まえて、また、企業実態も一体化してやっているということについても御認識いただきたいと思っております。

なお、事業持ち株式会社というのは現在既にあるわけでございまして、そういうところには通常の今課税をやっている。今回議論されている純粹持ち株式会社に限られた問題ではないわけでございます。したがいまして、連結納税制度につきましては、先ほど来申し上げている法人課税のあり方の問題として議論すべき問題であって、単に税負担だけから議論してはいけないと思っております。

なお最後に、仮に今のまま単に連結納税制度にいけば、企業の税負担は激減すると思えます。激減してもいいじゃないかというならば、その財源をどうするかという問題もあろうということをおし上げておきたいと思えます。

峰崎直樹君 最後におっしゃられた企業の税負担が激減するという点は私どももぐっさりくるんですが、ただ、企業も世界的な競争をやっているわけでしょう。まさにメガコンペティションでやっているわけですね。そうすると、国際競争をやるときに日本の税制は諸外国、これはアメリカだけではありませんね、入っているのは、イギリスもドイツもフランスも入っておりますね。イタリアが入っていません。ルクセンブルクが入っていないとかという話は聞いていますが、そうするとかなりの世界の主要先進国に入っている。そうすると、税が経済活動に対して阻害要因になっちゃいけない、中立性でなきゃいかぬというときに、国際的な税制が、日本の場合には連結納税が認められていません。アメリカやイギリスやドイツでは認められています。そのことによる国際的な競争力上の格差というものがもし生じるとしたら、これは税制度としてはいかがなものかなと。

これはもちろん、税が激減することに対する対策をあなた用意しなさいと言われたら私自身も困るんですけども、その点どのようにお考えになっているのか、今法人税の見直し等になっていますので、その点少しお聞きしておきたいと思えます。

政府委員（薄井信明君） 外国の状況を申し上げますと、G7諸国を見ますと、連結決算をベースにしましたいわゆる連結納税を採用している国はアメリカとフランスでございまして、必ずしも連結納税が国際的なルールになっているわけではございません。

アメリカでは先ほど申し上げたとおりでございますが、そのアメリカにおいても、現状はやや違うかもしれませんが、なぜ連結納税がとられたかという制度を調べてみますと、

アメリカでは、異例のことなのですが、法人税に累進税率の適用が行われておりました。今もその尾っぽが残っているようなところがありますが。この累進税率の適用を逃れる目的で会社を分割していた、それをまとめて申告しなさい、高い税率を掛けますよというのが連結納税制度をアメリカが採用した最初の考え方であったと承知しております。今そのとおりだと言えませんが、アメリカの実情はそういうことです。

それから、イギリスのケースはやや連結納税制度とは違う形でやっておると私ども認識しております。あわせて、ドイツもいわゆる連結納税制度ではない。それに近いと言われておりますけれども、一定の要件を満たす場合に親子会社間の損益の通算を認める制度でございまして、連結決算をベースとしたいいわゆる連結納税とは違うというふうに認識しております。また、イタリア、カナダにはこのような制度はございません。

とはいえますものの、先ほど申し上げましたように、この問題について議論するとすれば、法人課税、企業課税のあり方の問題として議論をしてまいるべき問題だと思っております。

峰崎直樹君 これは地方税にも影響してくるんじゃないかと思うので、この点どのように地方税段階では検討されているか、お聞きしたいと思います。

説明員（石田直裕君） お答えいたします。

連結納税制度の導入につきましては、地方税といたしましては法人事業税あるいは住民税に影響するかと存じますけれども、連結納税制度の導入についてはただいま薄井局長の方から御答弁がありましたような法人税と共通の問題がありますほか、私どもとしてはどうしてもまず、地方税収全体がどのようになるのか、あるいは地方税の課税の原則に照らしましてどう考えればいいのか、さらには個別の地方団体の税収の変動がどうなるであろうかということが心配になるわけでございますので、現状においては、連結納税制度を地方税に導入するということについてはなお一層の検討が必要ではないかというふうに考えております。

峰崎直樹君 ちょっと早いんですが、以上をもって終わりたいと思いますが、最後に今の。

私は、私が読んだ資料がまずかったのかもしれませんが、連結決算で税を納めているのは確かにアメリカとフランスだと思いましたが、さっきのドイツやイギリス型も連結納税に含めている専門家もいるということで、これはまた我々ももっと広く検討してみたいと思っておりますが、主税局及び税務局の方でもまたこの点については検討しておいていただきたいなど。

特に持ち株会社の問題というのは、戦後五十年それを前提にしないさまざまなシステムで来ておりますが、これがもし導入されるということになったときは、これは相当やはり

さまざまな法制度に大きな影響を与えるシステムだと思いますので、税務当局の方もぜひその点についての前広の検討だけはしておく必要があるんじゃないかということだけ申し上げまして、ちょっと早いんですけども、終わらせていただきます。